平成２５年（フ）第３０号
福岡県飯塚市弁分612番地９
債務者　高須賀志保
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１７号
福岡県田川市丸山町５番９号
債務者　岡部トシ子
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻190番地の１
債務者　大坪　陽子
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３７号
福岡県田川郡糸田町850番地
債務者　松岡　栄一
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第４１号
福岡県田川郡香春町大字中津原2176番地
債務者　長岡亜由美（旧姓林）
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第４９号
福岡県田川郡福智町赤池209番地２
債務者　林　　孝二
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２３号
大分県中津市大字上池永153番地７
債務者　長井　時子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第９１号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅25棟３号
債務者　倉元　哲治
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０２号
宮崎市大島町笹原1966番地１　レピュート石川Ｃ棟102号
債務者　田尻　雅昭
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０３号
宮崎市大島町笹原1966番地１　レピュート石川Ｃ棟102号
債務者　田尻ゆかり（旧姓増原）
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４号
福島市早稲町２番10号、従前の住所埼玉県春日部市米島272番地14
債務者　安齋　芳正
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
福島市郷野目字宝来町16番地の１　パーメソッド102号室、従前の住所福島市西中央２丁目64番地の６　マーベラスプレイス110
債務者　大久保紗希
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４８号
福島市笹谷字三本松23番地の12
債務者　紺野　政勝
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
佐賀県東松浦郡玄海町大字今村4936番地
債務者　渡邉　英二
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４７号
佐賀県唐津市中町1888番地　第３峰ビル403号
債務者　山口　亜希
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２１１号
熊本市中央区京町１丁目14番29号　ナガシマハイツＢ―303
債務者　岩切　幸子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３２号
熊本市北区龍田陳内３丁目20番127号
債務者　溝口　勝正
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係